

長 福 第 58 号
令和 2年 5月 21日

奈良県介護員養成研修実施事業者 代表者殿
(介護職員初任者研修課程)

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修）
の臨時的な取扱いについて

平素は、県福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、介護職員初任者研修等の実施にあたり、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

つきましては、本県における介護職員初任者研修の臨時的な取扱いについて、下記のとおり定めましたので、周知いたします。

なお、この取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いであり、かつ、感染症の状況等により、変更することがありますことを申し添えます。

記

1 通信学習の活用による研修実施について

- 通信学習で行う場合にあっても、研修カリキュラムのうち、「9 ころとからだのしくみと生活技術」の下記の教科については、單元ごとに、本来、集合研修で実施する場合の時間配分のうち、半分以上の時間を集合による講義、演習又は実習（以下「集合研修」という。）に充ててください。

Ⅱ生活支援技術

- (6) 整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (7) 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (8) 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (9) 入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (10) 排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (11) 睡眠に関したころとからだのしくみと自立に向けた介護

Ⅲ生活支援技術演習

(14) 総合生活支援技術演習

- ・ 集合研修の際に、それまでに通信学習を行った教科を含め、研修の到達目標を達成したかどうか修了評価のための確認テストを実施してください。
- ・ 上記の確認テストの上で、研修内容を修得できていないと判断される場合は、その教科等について必要な補講を行い、再度、確認テストを実施してください。
(再確認のためのテストは、補講を行った教科のみでも構いません。)
- ・ 当該受講生を雇用する又は雇用する予定の事業所に対して、従事にあたり有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行うよう周知にご協力ください。
- ・ 研修が通常どおり再開された場合は、受講生の希望に応じて、フォローアップ研修の実施に努めてください。

2 集合形式による研修実施について

- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針（5.15方針）に沿って、以下の点に留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。

(1) 受講生、講師等に対する事前周知

- 受講生、講師及び職員に対して、研修当日の検温実施や体調不良の場合は欠席することを徹底する
- 受講生、講師及び職員に対して、会場でのマスク着用を徹底する

(2) 研修施設等の対策

①設備対策

- 四方を空けて、受講生間の空席確保など人と人との距離を確保する
- ドアノブなど不特定多数が接触する部分の消毒に努める
- 施設の換気を徹底する
- 入口等に手指消毒液を設置する

②行動対策

- 大声での発声、近接した距離での会話等を行わない
- 研修前後や休憩時間など、研修生同士の交流を極力控えるよう呼びかける
- 手洗い、手指消毒を徹底する

③入場対策

- 受付時や退場時の混雑を回避するよう対策を講じる
- 人数制限の目安として、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とする

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課
人材確保・育成係
電話：0742-27-8039